

名古屋国際会議場大規模改修事業 落札者決定基準

令和5年 12 月
(令和6年 1 月修正)

名古屋市

目次

第1 落札者決定基準の位置づけ	1
第2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定の方法	1
2 審査の進め方	1
3 審査体制	1
第3 資格審査	3
第4 提案審査	3
1 基礎審査	3
2 総合評価	5
第5 優秀提案者の選定	11
第6 落札者の決定	11

第 1 落札者決定基準の位置づけ

この落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、名古屋市（以下「市」という。）が「名古屋国際会議場大規模改修事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「名古屋国際会議場大規模改修事業者評価会議」（以下「評価会議」という。）において、優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

第 2 事業者選定の概要

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

事業者の選定にあたっては、入札価格、設計、建設等に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定する。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用される。

2 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容の評価する「提案審査」の 2 段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

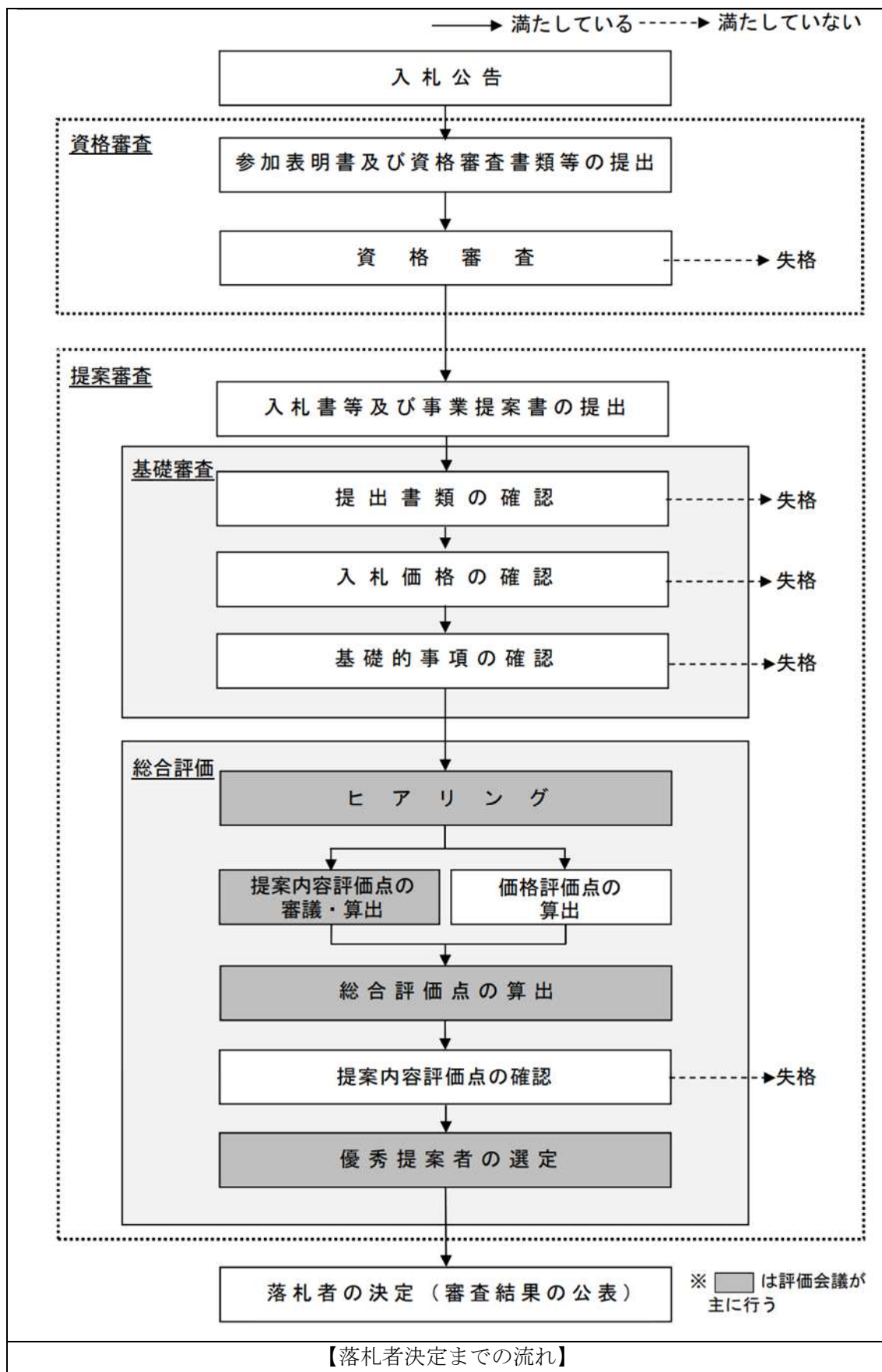
3 審査体制

評価会議は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。なお、市又は評価会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

市が設置した評価会議は、以下 3 名の委員により構成される。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、評価会議の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田 京子	名城大学 理工学部建築学科 教授
委員	加藤 義人	岐阜大学 工学部 客員教授 名古屋都市センター 特任アドバイザー
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学 学長補佐 名誉教授・特任教授

（50 音順、敬称略）



第3 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「第3の1」に示している。

第4 提案審査

1 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

(1) 提出書類の確認

市は、提出された書類について、下記の審査項目を満たしていることの確認を行う。

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

(2) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

(3) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

ア 事業遂行に関する確認

審査項目	審査内容
保険	市の要求する保険の付保が予定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
スケジュール	想定する工程となっているか。国際会議場の引渡し令和9年2月1日までに完了する工程となっているか。

イ 要求水準の達成確認

提案内容が要求水準を満たしているかどうかを、様式集による事業提案書への記載事項等に基づき確認する。

提案内容は、市が要求する要求水準に対して、事業実施時にその要求水準を満たすことを確約すること、また要求水準を満たすための対応方策等について具体性を持って記

載することが必要となる。事業提案書に記載される内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。

要求水準の達成確認を行うにあたり、入札参加者から提出された事業提案書に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別質疑を行って確認する場合がある。

ウ 財務状況の確認

市は、代表企業及びすべての構成員が、直近２期分の決算において連続して債務超過でないことの確認を行う。直近２期分の決算において連続して債務超過の代表企業、構成員が含まれる入札参加者は失格とする。

2 総合評価

(1) 提案内容評価点の審議・算出

ア 提案内容の評価項目と配点

本評価では、評価会議において、各提案内容をウに示す4つの評価項目（①事業実施、②施設整備、③工程、④提案全般）により評価、採点する。

なお、本評価の合計点（以下「提案内容評価点」という。）は【400点】とする。

イ 提案内容の評価項目の採点基準

入札価格を除いた提案内容に関する評価では、各評価項目において、次に示す5段階により評価、採点することとする。

評価	評価内容	採点基準
A	要求水準を超える提案があり、特に優れている	配点 × 1.00
B	要求水準を超える提案があり、優れている	配点 × 0.75
C	要求水準を超える提案ある	配点 × 0.50
D	要求水準を超える提案があるが、具体性や実効性に欠けている	配点 × 0.25
E	要求水準を満たしている程度（評価に値する提案が見られない）	配点 × 0.00

(2) 提案内容評価点の確認

市は、提案内容評価点が最低提案内容評価点（【100点】）以上となっていることの確認を行う。最低提案内容評価点未満の入札参加者は失格とする。

ア 提案内容の評価項目における評価の視点と配点

① 事業実施に関する評価【100 点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
1-1	事業実施の基本方針	●事業の目的及び方針を十分に理解した優れた基本方針となっているか ●都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資する施設とすることを目指した優れた方針となっているか ●グローバルな利用を想定し、世界の主催者から開催候補地として選ばれる施設となることを目指した方針となっており、開催地としての魅力をあげる効果的な提案がなされているか ●本事業の特性等を把握し、事業者独自の視点が明確であるか ●立地条件等に十分配慮した事業計画になっているか ●民間の技術能力を活用した効率的な施設の設置が期待でき、事業の効率化を図ったものとなっているか ●根拠に基づき改修工事費が積算されているか	35	7-2-1
1-2	事業実施体制及び役割分担	●事業期間を通じ、非常時を含め、本事業を円滑に実施する実施体制となっているか ●代表企業、構成員等の役割分担が適切・明確か ●代表企業、構成員等の組織間の連携、意思疎通を円滑とするための具体的かつ効果的な取り組みが提案されているか ●事業を統括する企業、責任者が適切・明確か ●建設期間中における緊急時の駆け付け体制も含め、適切な人員・バックアップ体制となっているか ●業務品質の確保のための効果的な取り組みが提案されているか	25	7-2-2
1-3	モニタリング	●市が行うモニタリングへ効率的に寄与する取り組みが提案されているか ●サービスの質の維持・向上を図るためのセルフモニタリングの方法が具体的に提案されているか	20	7-2-3
1-4	リスクへの適切な対応	●本事業に特有なリスク（事業①・事業②間の連携、等）も含め、本事業の継続と業務遂行にあたり想定されるリスクが的確に分析されているか ●リスク低減・防止及び効果的な対応策が備えられているか	20	7-2-4

② 施設整備に関する評価【275 点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-1	改修の全体計画・基本方針	●要求水準に記載されている既存施設の課題を適切に整理した上で、具体的かつ優れた解決策が提案されているか ●利用者や主催者の観点から安全性・機能性を考慮した計画となっているか ●周辺施設（堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園等）と調和し一体性を高め、一層の魅力向上を図るための具体的かつ優れた提案がなされているか ●既存緑地との調和を図るとともに、景観や近隣住宅、利用者に配慮した優れた提案がなされているか ●防災機能の拡充に配慮した優れた計画となっているか	30	7-3-1
2-2	改修範囲及び改修グレード	●建築、設備の改修方法を検討するにあたって、適切な調査方法が提案されているか ●改修とはいえ長期的使用を踏まえ、新設と遜色のないものとなるよう適切かつ十分な改修範囲、改修グレードが提案されているか	90	7-3-2
2-3	利便性・快適性	●既存施設の改修という制約がある中で、ユニバーサルデザイン対応として名古屋市福祉都市環境整備指針の積極的な適用やその他の整備上の配慮がなされた提案となっているか ●利用者がわかりやすいサイン計画について具体的かつ優れた提案されているか ●海外を含めた多様な文化や習慣等に配慮した施設となるような具体的かつ優れた提案がなされているか	40	7-3-3
2-4	維持管理のしやすさ・経済性	●効率的かつ効果的な一体管理について具体的かつ優れた提案がなされているか ●建物の構造、躯体、材質・材料等及び設備の安全性、耐久性、信頼性、防汚性や維持管理等における作業性、更新・修繕のしやすさにおいて具体的かつ優れた提案がなされているか ●ランニングコスト低減のための工夫について具体的かつ優れた提案がなされているか	20	7-3-4
2-5	設備・什器備品等計画	●会議のハイブリッド化対応（デジタルインフラ強化・デジタルセキュリティー対策）について、将来の動向を予測し具体的かつ優れた提案がなされているか ●コロナ禍を受けた情報通信設備の考え方や、将来の技術革新や多様な演出等への対応方法について具体的に提案されているか	30	7-3-5
2-6	感染症等への対策	●コロナ禍を踏まえた今後の会議場利用を想定した施設の感染症対策が具体的に提案されているか ●通常の施設利用以外にも防災拠点等として本施設を利用することを踏まえ、感染症等の想定される状況を示したうえで、有効性の高い設備や対応策が具体的に提案されているか	15	7-3-6

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
2-7	持続可能性への配慮	●再生可能エネルギーの導入、省エネルギーに寄与する機器・システムの導入等、温室効果ガス排出抑制に十分に配慮した施設整備の提案となっているか ●カーボンニュートラルに向けた先進的な技術や取り組みを積極的に導入し、持続可能性に配慮したMICE施設として世界にアピールできるような提案となっているか。 ●設備の全面更新にあたって、より省エネルギーに寄与する設備機器や設備システムを導入する等の優れた提案がなされているか	20	7-3-7
2-8	音響性能の確保	●センチュリーホール、イベントホール、白鳥ホール、国際会議室等主要施設の改修にあたっては、音響性能を低下させない具体的かつ優れた提案がなされているか	30	7-3-8

③ 工程に関する評価【15点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
3-1	全体工程	●重点管理すべき工程が明確化された上で、不測の事態に備えた工程上の余裕を一定程度確保し、確実に竣工が可能なスケジュールとなっているか ●外的要因による遅延時の対応策について具体的かつ優れた提案がなされているか ●近隣への影響を最小限に抑えることに配慮した工程計画となっており、影響を抑える具体的な工夫が盛り込まれているか ●提出資料に関して市の確認に要する期間を十分に確保したスケジュールとなっているか	15	7-4-1

④ 提案全般に関する評価【10点】

No.	中項目	評価の視点	配点	対応様式
4-1	提案全般	●個別評価項目では評価できない提案全体の魅力があるか ●事業者独自の方針に基づき一貫性のある提案内容となっているか ●提案全体として、バランスのとれた提案となっているか	10	—

(3) 価格評価点の算出

入札書の金額に、取引にかかる消費税及び地方消費税の額を加算した金額（以下「提案価格」という。）を用いて、次の算式により「価格評価点」として算出する。

最も低い価格評価額を提示した入札参加者の価格評価点を【200点】満点とし、その他の入札参加者の価格評価点は、提案のうち最も低い価格評価額からの割合に基づき算出する。ただし、有効桁数は小数点第2位とし、小数点第3位は四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{提案のうち最も低い提案価格}}{\text{当該入札参加者の提案価格}} \times \text{【200点】}$$

(4) 総合評価点の算出

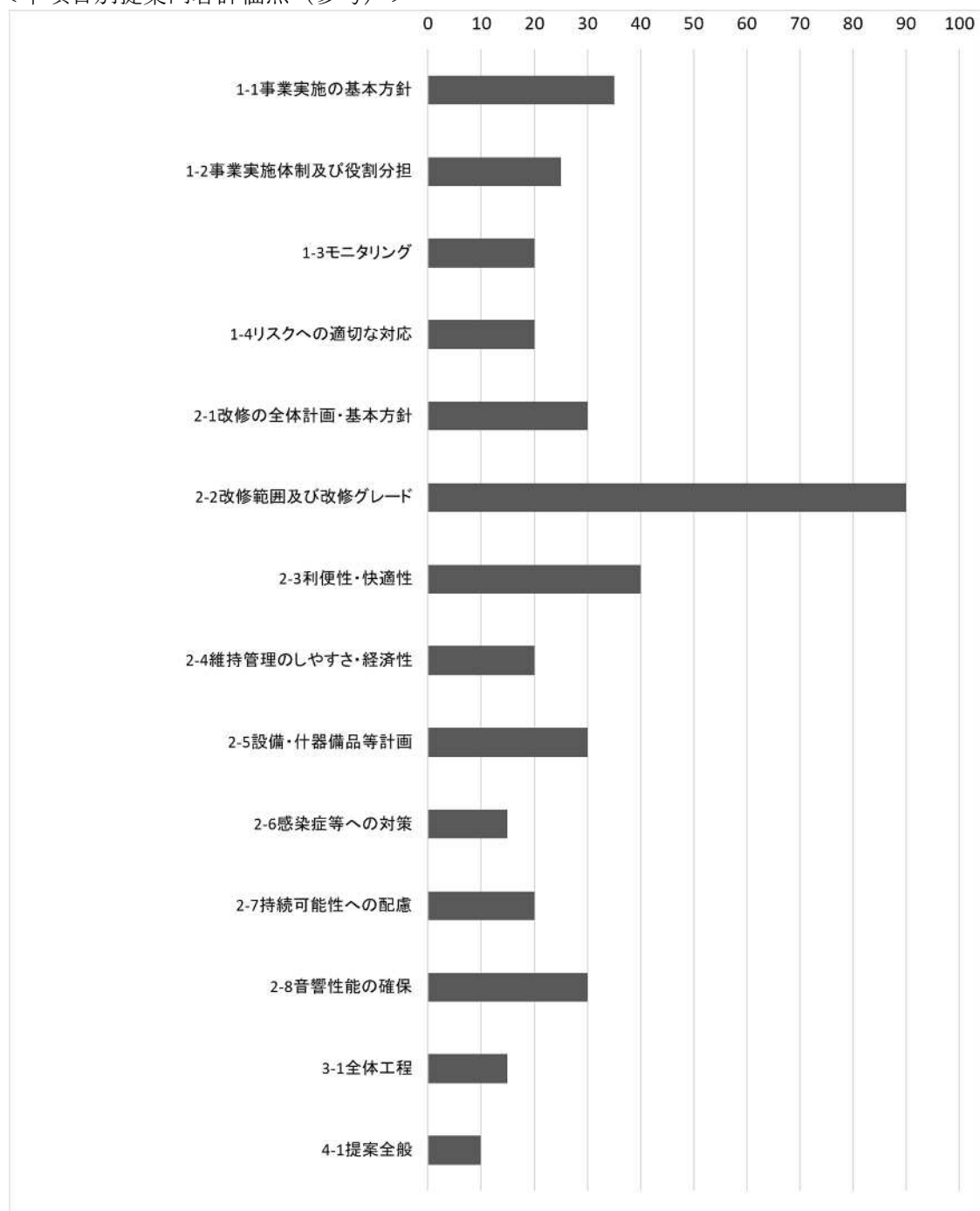
提案内容評価点と価格評価点を合計した点数（以下「総合評価点」という。）により総合評価する。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価点は【600点】満点となる。

$$\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ \text{(満点600点)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{【提案内容評価点】} \\ \text{(満点400点)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{【価格評価点】} \\ \text{(満点200点)} \end{array}$$

<提案内容評価点と価格評価点の配点>

大項目	No.	中項目	配点		
①事業実施	1-1	事業実施の基本方針	35	100点 (25%)	
	1-2	事業実施体制及び役割分担	25		
	1-3	モニタリング	20		
	1-4	リスクへの適切な対応	20		
②施設整備	2-1	改修の全体計画・基本方針	30	275点 (69%)	
	2-2	改修範囲及び改修グレード	90		
	2-3	利便性・快適性	40		
	2-4	維持管理のしやすさ・経済性	20		
	2-5	設備・什器備品等計画	30		
	2-6	感染症等への対策	15		
	2-7	持続可能性への配慮	20		
	2-8	音響性能の確保	30		
③工程	3-1	全体工程	15	15点 (4%)	
④提案全般	4-1	提案全般	10	10点 (3%)	
提案内容評価点（α）			400		
価格評価点（β）			200		
総合評価点（α＋β）			600		

< 中項目別提案内容評価点（参考） >



第5 優秀提案者の選定

評価会議は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、当該者にくじを引かせて優秀提案者を選定する。

第6 落札者の決定

市は、評価会議の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。なお、落札者（グループで入札する場合、代表企業又は構成員のいずれかの者）が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。これらの事由により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となる。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号）第3 条、第8 条第1 号若しくは第19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

以上